

主要各国の農薬基準等

1 日本茶輸出拡大のための課題解決策調査報告書(19ヶ国の農薬基準)

「平成 21 年度 日本茶輸出拡大のための課題解決策」(農林水産省補助事業) (主要輸出相手 19 ヶ国の残留農薬基準、植物検疫等の情報を取りまとめたデータベース)

http://www.promarconsulting.com/site/wp-content/uploads/files/promar_tea.pdf

データベースは、プロマージャパンのホームページ (<http://www.promarjapan.com/>) よりダウンロードし、使用することができる

①農薬規制：各有効成分について、日本及び当該国での残留農薬基準をまとめている。日本での登録農薬が空欄のものは、該当する有効成分を含む農薬が日本では登録されていないことを表す。また、登録農薬の中でも茶への適用が×となっているものは、茶への使用が許可されていない農薬であることを示す。

*本リストの「登録農薬」には、茶が適用作物になっていない(茶には使用できない)農薬も含まれていますので、ご注意ください。詳しくは、データベースのトップページを参照のこと。

Promar Consulting 日本茶輸出拡大のための課題解決策 (農林水産省補助事業)

<http://www.promarconsulting.com/ja/publications-and-data/how-to-increase-tea-exports/>

ドイツでは、1999年に日本茶から高レベルの残留農薬が検出されて以降、ドイツの国内消費における日本茶のシェアが急減し、現在も輸出量が非常に限られています。同様の残留農薬問題は他の輸出相手国でも起こっており、例えば台湾では日本茶からフルフェノクスロン(Flufenoxuron)やトリアジメノル(Triadimenol)が検出され、輸出が停止されるなどの措置が取られている。このような残留農薬問題は、緑茶輸出の大きな障壁となっています。

また、米国農務省は茶の輸入制限をしておらず特定の植物検疫も実施されていないが、カナダではヒメアカカツオブシムシ(Khapra Beetle)の混入有無が監査の対象となっています。このように緑茶に対する植物検疫の実施は各国でまちまちであり、しばしば生産者、輸出業者に混乱をもたらす原因となっています。

こういった問題背景をもとに、業界の方々のご要望を伺いながら、各国の規制情報についてのデータベースをとりまとめるため、本事業を実施しました。加えて、中国・インドに続く世界第三位の茶消費国で、ほぼ全量を輸入に頼るロシアについて、茶市場の現状と日本茶輸出の可能性についての市場調査も併せて実施いたしました。

データベースダウンロード

主要輸出相手 19 ヶ国の残留農薬基準、植物検疫、パッケージ表示義務、必要認証、有機認証団体、茶の消費及び輸入統計、備考情報を取りまとめたデータベースです。データベース収録国は、米国、カナダ、ブラジル、EU、スイス、ロシア、クウェート、中国、香港、台湾、インド、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ベトナム、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドの 19 ヶ国になります。

以下より圧縮ファイルをダウンロードし、解凍した後、「お茶製品 DB.accde」を起動させ、お使い下さい。

平成 21 年度茶輸出データベース

<http://www.promarconsulting.com/site/wp-content/uploads/green-tea/21teadatabase.zip>

Microsoft Access をお持ちでない方は、[Microsoft のサイト](#)より Access Runtime をダウンロード <http://www.microsoft.com/ja-jp/download/details.aspx?id=4438> してください。

データベースの起動の手順

1. データベースをダウンロードした後、解凍する前に ZIP ファイルを右クリックし、プロパティを選択して全般タブにある「ブロックの解除」ボタンを押し、OK をクリック。
2. その後 ZIP ファイルを解凍して、出てきた 2 つのファイルを同一のフォルダに保存。
3. 「お茶製品 DB.accde」を起動させると**セキュリティの警告が出ますが、これは 1 回だけではなく 14 回連続で出てきますので、これが出なくなるまで「開く」ボタンを押し続けてください。**(「開く」ボタンを押しても画面が反応していない様に見えますが、これは同じ画面が重なって出続けているだけですので、警告画面が出なくなるまで「開く」ボタンを押し続けて下さい。)

平成21年度輸出国における農薬等の使用状況等に関する調査

http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest_imp-fd/pdf4/report09-1.pdf

主な内容

- II. 食品中の残留農薬に関する各国の最大残留基準(MRL)
- III. 日本でMRLが設定されていない主な農薬
- IV. 日本でMRLが設定されていない主な農薬についてのMRL
- V. 日本でMRLが設定されていない主な農薬についての検出状況
- VI. 日本でMRLが設定されていない主な農薬についての情報調査

用語: 急性参照用量 (Acute Reference Dose: ARfD): 残留農薬摂取による急性影響を考慮するために1994年にJMPR (FAOとWHOの合同農薬残留部会) が設定した概念。WHOからARfD設定のガイダンスも出ており、血液、免疫、神経系、肝臓腎臓への毒性や内分泌への影響等を指標にして設定される。

※農林水産省では、農林水産物・食品の輸出に関する相談を受け付けています。必要な情報が見つからない等、お困りのことがございましたら、以下の[お問い合わせ先](#)までお気軽にご相談下さい。

⇒食料産業局輸出促進グループ代表 : 03-3502-8111 (内線4311) ダイヤルイン :
03-3502-3408 FAX : 03-6738-6475